

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

令和七年七月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和七年七月二 日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字立野南千三百二 十七番一、千三百二十七番三、千三百二十七番 四	指定に係る道路の位置
三十四・九八	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇二	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)